大野　稔　瑞宝双光章を授ける（二月十一日）
石井龍一　（東京大学名誉教授）　瑞宝小綬章を授ける
幾世橋紀吉　瑞宝双光章を授ける
山寺完二　瑞宝単光章を授ける（以上二月十三日）
池内保一　（新居浜工業高等専門学校名誉教授）　瑞宝小綬章を授ける
戸田正史　瑞宝単光章を授ける（以上二月十四日）
大木幹雄　瑞宝小綬章を授ける（二月十七日）

官庁報告

官庁事項

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第三十三条第二項の規定により、日本貸金業協会より届出があったので、同法第四十一条の十二第四号の規定により公示する。

平成二十三年三月十六日

金融庁長官　三國谷勝範

貸金業法第二十七条第一項第三号に掲げる事項の変更

平成23年１月25日付で、日本貸金業協会への加入を承認した業者

登録番号	商号、名称又は氏名
近畿財務局長(4)第00703号	住信・パナソニックフィナンシャルサービス株式会社
東京都知事(1)第31358号	株式会社東京スター・ビジネス・ファイナンス
東京都知事(1)第31360号	ＳＢＩソーシャルレンディング株式会社
岐阜県知事(1)第1177号	富士商事株式会社
愛知県知事(1)第04196号	株式会社ちとせ
大阪府知事(2)第12812号	株式会社ポジション
大分県知事(1)第01358号	株式会社エクセル

平成23年１月25日付で、日本貸金業協会の退会を承認した業者（退会）

登録番号	商号、名称又は氏名
兵庫県中播磨県民局長(3)第51242号	有限会社バックアップニー
埼玉県知事(2)第03812号	有限会社アイリス
東京都知事(1)第31337号	株式会社コスモファイナンス
佐賀県知事(9)第00142号	株式会社佐賀モデルショップサービス

日本貸金業協会に対し、商号、名称又は氏名の変更の報告があった業者

変更年月日	登録番号	変更後の商号、名称又は氏名（旧商号等）
平成22年10月１日	沖縄県知事(4)第03457号	有限会社リシャインプラン（有限会社アピア沖縄）
平成23年１月１日	東京都知事(2)第29645号	東海東京アセットマネジメント株式会社（東海東京ファイナンス＆リアルエステート株式会社）
平成23年１月１日	関東財務局長(9)第00540号	フレックス株式会社（フレックス自動車販売株式会社）
平成23年１月17日	東京都知事(6)第15663号	株式会社ＧＲＡＮＤ　ＳＴＡＦＦ（株式会社明和興産）

平成23年２月22日付で、日本貸金業協会の退会を承認した業者（廃業）

登録番号	商号、名称又は氏名
愛知県知事(3)第03775号	株式会社ワイエムエイチ
長野県知事（上伊９）第00050号	中央商事株式会社
大阪府知事(2)第12333号	寿商事
福岡県知事(9)第02000号	虹クレジット
沖縄県知事(3)第03552号	アレク
四国財務局長(9)第00016号	ＮＩＳグループ株式会社
愛知県知事(3)第03855号	キャッシング　リアルジャパン
愛知県知事(9)第01379号	トモエコーポレーション
茨城県知事（南－９）第00238号	筑波リース株式会社
福岡県知事(9)第01179号	ローンズカヤマ
大阪府知事(3)第11408号	株式会社ショーエイユーメックス
広島県知事(9)第00951号	株式会社三和サービスショップ
岡山県知事(9)第00824号	東洋八興株式会社
岡山県知事(9)第00707号	株式会社成和
岡山県知事(9)第00823号	株式会社東幸
東北財務局長(4)第00136号	第一信用抵当証券株式会社
東京都知事(1)第31306号	タイムコーポレーション株式会社
千葉県知事(1)第03876号	新世紀住宅開発株式会社

指定保安検査機関の指定に関する公示

高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第三十五条第一項第一号に基づく指定保安検査機関を次のとおり指定したので、高圧ガス保安法施行令（平成九年政令第二十号）第十九条第二項第二号の規定に基づき委任された同法第七十四条の二第一項第一号の規定に基づき、公示する。

平成二十三年三月十六日

関東東北産業保安監督部長　原　昭吾

一　名称　陽品ガスエンジニアリング株式会社

二　住所　千葉県市原市五井五千九百三十八番地一

三　保安検査を行う事業所の名称及び所在地　陽品ガスエンジニアリング株式会社　容器検査所　千葉県市原市五井五千九百四十五番地一

四　指定の区分　液化石油ガス保安規則第七十八条第四項で規定する特定施設のうち移動式製造設備の保安検査　一般高圧ガス保安規則第八十条第四項で規定する特定施設のうち移動式製造設備（液化炭酸ガス、液化窒素ガス及び液化天然ガスの移動式製造設備に限る）の保安検査

五　指定する地域　青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県

六　指定年月日　平成二十三年三月二日

中部地方整備局公示

木曽川水系木曽川において河川法（昭和39年法律第167号）第75条第３項及び第４項の規定に基づき措置した船舶（以下「物件」という。）について、当該物件の所有者、占有者その他物件について権原を有する者に対し、当該物件を返還するため、河川法施行令第39条の３第１項第２号の規定に基づき公示する。

平成 23 年３月 16 日

中部地方整備局長　富田　英治

1　保管した物件の名称又は種類及び数量　船舶 12隻

2　保管した物件の放置されていた場所及び当該物件を除却した日

(1)　保管した物件の放置されていた場所　三重県桑名市長島町西川地先　一級河川木曽川水系木曽川（右岸10.6㎞付近）

(2)　当該物件を除却した日

平成23年１月19日

平成23年１月20日

3　当該物件の保管を始めた日及び保管の場所

(1)　当該物件の保管を始めた日

平成23年１月19日

平成23年１月20日

(2)　保管の場所　愛知県愛西市福原新田町地先（一級河川木曽川水系木曽川右岸12.2㎞）

4　その他　返還を受ける者は、氏名及び住所を証するに足りる書類を提示し、国土交通省中部地方整備局木曽川下流河川事務所占用調整課に申し出ること。

5　問い合わせ先　三重県桑名市大字福島465　国土交通省中部地方整備局木曽川下流河川事務所占用調整課　電話0594―24―5718